



Inter-Parliamentary Union  
For democracy. For everyone.

## 議会における女性2016 年間レビュー



### 正当性と忍耐 についての 教訓： 2016年、女性 たちは高みを 目指す

34名の女性議会議長がアブダビでの世界サミットに集まり、国際的な課題について議論した。©UAE Parliament

2016年、女性たちは世界で最も注目度の高いリーダーの地位を目指した。発言の機会と、あらゆる所で女性の意見が意思決定プロセスに取り入れられることを求めた。こうした試みがすべて成功したわけではない。2016年もこれまでと同様、女性の政治的地位の向上は当然と受け止められていないことを痛感させられた。状況が後退したケースもあり、政治におけるジェンダーバランスへの道には忍耐が必要である。

議会における女性の比率の世界平均は、2015年末の22.6%から2016年末には23.3%に上昇した。2006年

12月には、世界の議席に占める女性の比率は16.8%であった。過去10年間で6.5%ポイント増加したことになる。

68の議院（一院制または二院制の下院及び上院の25%）において、女性議員が議席の30%以上を占めている。44議院（16%）では女性議員が10%に満たない。5議院には女性議員が一人もいない。

女性議長の数には史上最多に達し、53名の女性が議院の長を務めている。

## 主な出来事

- 国会の女性議員比率の世界平均は、2015年末の22.6%から2016年末には23.3%に上昇した。
- 10年前の2006年には、世界の議席に占める女性の比率は16.8%であった。すなわち、過去10年間で6.5%ポイント増加したことになる。
- 2016年、53カ国で実施された66の議会選挙または改選において、女性が獲得した議席数は全体の22.3%であった。2015年の25%と比べると、ほぼ3%ポイントの減少である。
- 最大の増加と最大の後退を記録したのはいずれも、議会規模が比較的小さいことが女性議員の割合に大きく影響する小島嶼開発途上国(SIDS)であった。北太平洋国家のパラオでは、2016年選挙で当選した女性議員の数が過去最多となり、2012年の前回選挙と比較すると12.5%ポイントの増加となった。一方、インド洋国家のセーシェルでは、女性国会議員比率が23%ポイント以上減少した。
- 2016年に選挙が実施され、性別クォータ制が用いられている議会では、30カ国の35議院で女性が議席の25.6%を占めた。これに対して、クォータ制が用いられていない23カ国の31議院では、女性議員比率は16.1%にとどまった。

# 主な出来事

- 2016年には、比例代表制で選出される議席の23.9%、比例代表制または混合選挙制のいずれかが用いられる議席の24.4%を女性が獲得した。これと比べて、多数代表制で選出される議席ではわずか15%、任命または間接選挙により選出される議席では22.2%であった。
- 2016年12月時点で、女性が議席の30%以上を占めるのは68議院（25%）、10%に満たないのは44議院（16%）である（一院制または下院、及び上院の合計）。
- 女性の議会議長の数は過去最多の53名（全議長の19.1%）に達した。

# 地域別の展望

## 太平洋地域：小さなものから大きなものが育つ

2016年に議会において女性が最も躍進したのが、通常は政治指導層がジェンダー包摂的と認識されていない太平洋地域であったことは注目に値する。この地域の女性国会議員比率（上下両院合計）の平均は2015年の15.8%から、2016年には1.6%ポイント増の17.4%となった。パラオでは、下院で6名の女性候補者のうち2名（33%）が当選した。上院でも2名の女性が当選し、女性議員数は過去30年で最多となった。上院に復帰を果たした女性議員ルケバイ・イナボによれば、女性は「立ち上がって発言する」べき人間とみなされていない国において、この実績は過小評価できないという。「（女性は）強くなければいけないし、断固とした覚悟で懸命に闘わなくてはならない。信用と同意を得て、頼りにしてもらるように自分の能力を証明しなくてはならない」。

サモアでも、2016年の選挙は重大な分岐点となった。政治指導層は、女性の政治参加を阻む大きな文化的障壁に取り組む必要性に意を用いた。2013年の憲法改正により、定数50名の国会（フォノ）の議席のうち、5議席（10%）以上を女性とすることが決まった。サモアでは、首長（マタイ）の称号を有する者（うち女性はわずか5.5%）にのみ被選挙権が認められている。上述の措置の結果、当選者に占める女性の割合が増えたが、選挙に立候補する女性も増加した（2011年の7名に対し、今回は24名）。4名の女性が直接に選挙で選出された。そのため、クオータ制の下で必要なことは、選挙区で第2位となった女性候補者に1議席を加えることのみであった。

さらなる変化の兆しとして、2016年1月、マーシャルの国会（ニティジェラ）は、太平洋島嶼国では初の女性国家元首を選出した。新大統領のDr. ヒルダ・ハイネは、前国会議員である。

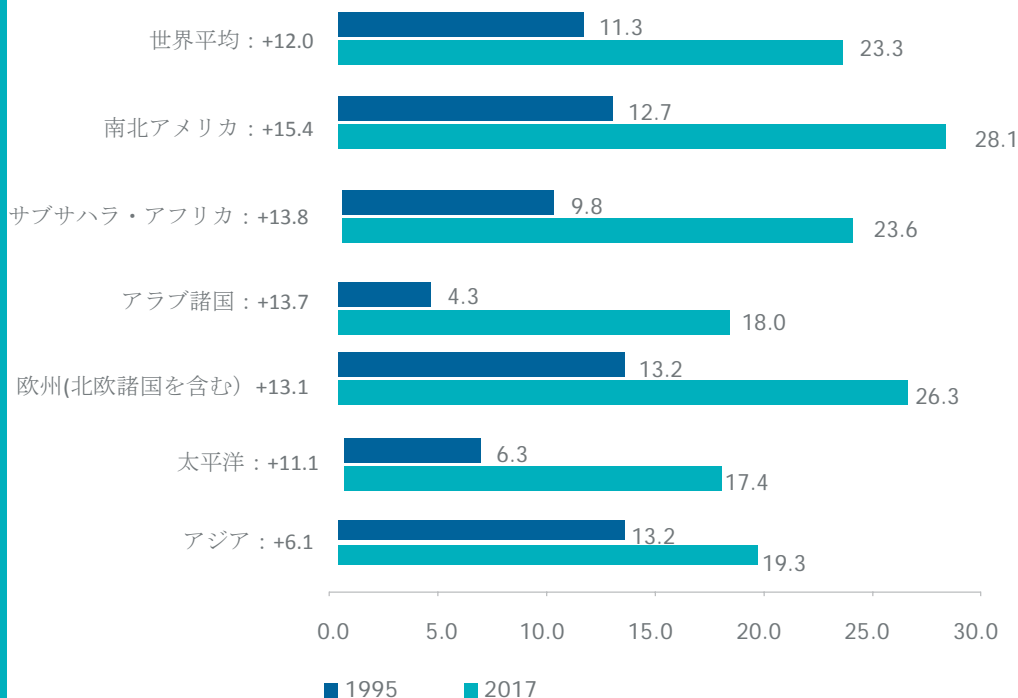
太平洋地域における以上のような前進は、2012年の「パシフィックリーダーズ・ジェンダー平等宣言」により、女性と意思決定に対する関心が高まったことを受けて実現した。域内の女性政治指導者らが会合を持ち、自らの経験や将来の進歩に向けた戦略について議論する機会も増えた。女性議員らは、文化的背景に共通項の多い仲間同士で学び合いながら、共通の目標と成功への道筋を見出している。

ただし、2016年に太平洋地域で実施されたすべての選挙で進歩が見られたわけではない。オーストラリア連邦議会では、女性の代表性が全体的に低下した。下院ではわずかに増加したものの、上院での減少により相殺された。与党自由党から選出された女性議員の数は、改選前の17名から13名に減った。これは、同会派の女性議員数として過去25年以上で最少である。

図1

## 女性国会議員比率の世界平均と地域平均（1995年と2017年）

1995年7月と2017年1月の両院合計。地域別順位は%ポイントの変動幅順。



下院における増加の大部分は、オーストラリア労働党によるものである（女性議員は前回選挙の21名から28名に増え、同党下院議員の40.5%）。今回、2002年から導入されている自主的クォータ比率の40%に達したことから、労働党は2025年までにこの比率を50%に引き上げる意向である。また、オーストラリアで初の先住民族女性の下院議員が誕生した。当選したリンダ・バーニーは、「我が民族の闘争精神」をもって政治に取り組むと誓った。

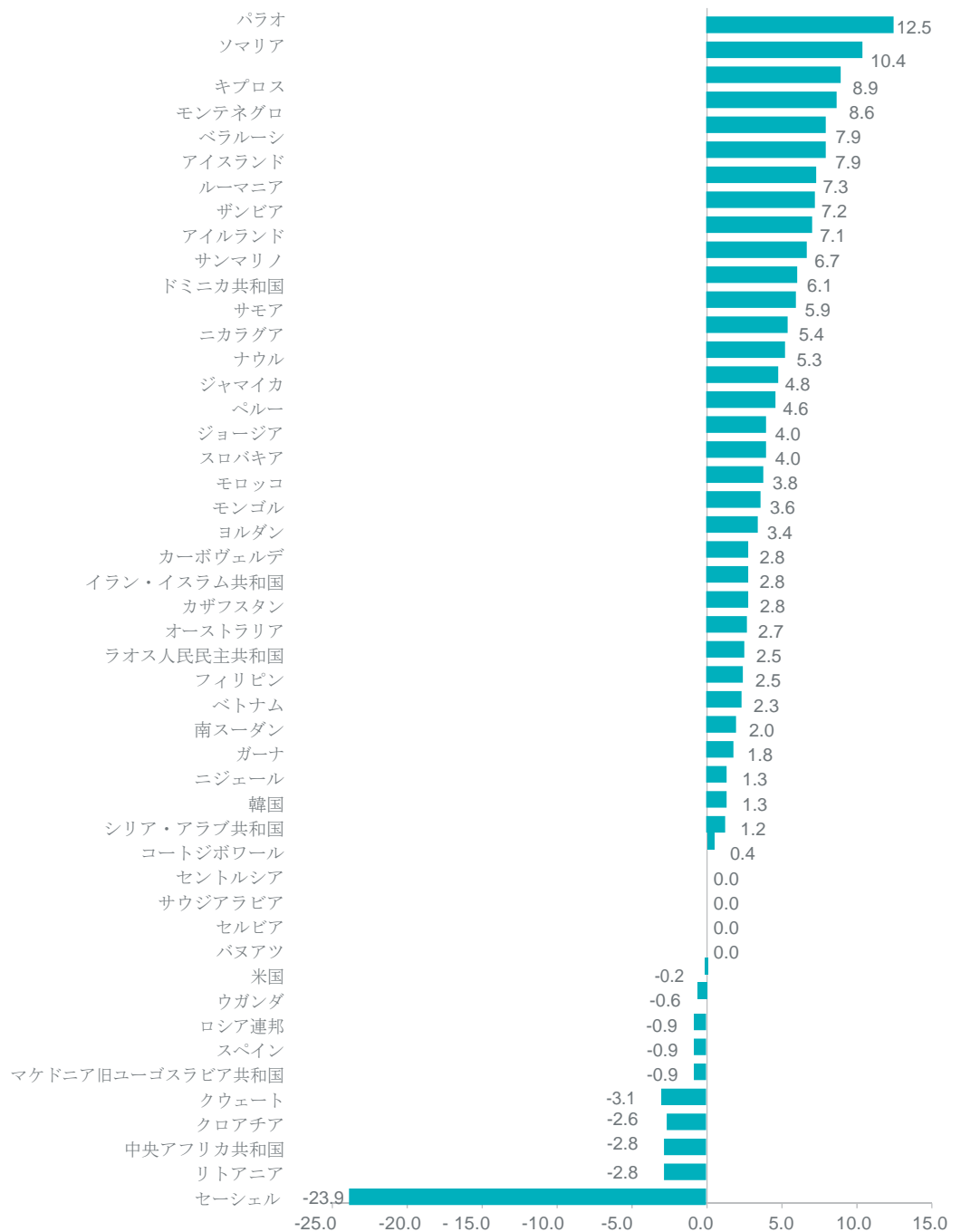
自由党の男女比実績が振るわなかった一因は、候補者の事前選考において、女性が勝つ見込みのない選挙区に配置されたことや、上院公認候補者リストの下位に登載されたことにあった。同党執行部は是正措置として、ジェンダー多様性改革10カ年計画を策定し、採択した。

バヌアツでは、2016年選挙で女性はガラスの天井を破ることができなかった。暫定的特別措置が地方選挙で実施され、成功してはいるが、一定の国会議席を女性枠とするための憲法改正はまだ実現していない。候補者256名のうち10名(3.9%)が女性だったが、当選者はいなかった。地方政治と中央政治の差は明らかだ。国内の2つの主要都市の市議会では女性比率が30%を超えたが、国の政治からは依然として女性が完全に排除されている。やがて「トリクル アップ効果」が表れるかもしれないと示唆する論評も一部にあるが、国会はまだ女性のための場所とはみなされていないということかもしれない。

図2

2016年の議会改選

2016年に改選された下院または一院制議会における女性議員比率の増減。



比較データのある国については、数値は2016年改選後と改選前の議会との%ポイントの変動を示す。

欧州：民主主義を包摂へ繋ぐ

欧州では2016年の選挙の結果、国会での女性の代表性が向上した。欧州全体の女性議員比率の地域平均（上下両院合計）は、2015年の25.4%から2016年には26.3%に上昇した（0.9%ポイント増）。

キプロスとモンテネグロでは、8%ポイントを超える大幅な増加がみられた。両国では、比例代表制と法的拘束力のある暫定的特別措置が用いられた。キプロスでは同国の選挙史上最大級の変動を背景に、女性議員数が増加した。従来型政党に対する幻滅が強い底流となり、選挙に参加した政党（多くは小政党）の数は過去15年で最多となった。議席を持つ8党のうち4党には、少なくとも1名の女性議員がいる。





2016年11月の選挙で当選し、クウェート国会の唯一の女性議員となったサファ・アル・ハシム議員。  
©Jaber Abdulkhaleg/Anadolu Agency

アイスランドの2016年選挙は、再度2008年の世界金融危機の余波を受けた。従来型政党に対する有権者の不信感も依然として拭えていない。女性党首が率いる海賊党は、世界初の「クラウドソーシングによる憲法」の可決による直接民主制の拡大を公約に掲げ、国会（アルシング）でかなりの割合の議席を獲得した。国内メディアは、すべての政党で女性議員が躍進したことを大きく取り上げた。国会議席中の女性議員の割合は47.6%に達し、全体として8%ポイント増を記録した。選出された30名に加えて女性国会議員があと2人いれば、女性議員だけで政権を形成することもできたと指摘する論評もある。

アイスランドでは、2012年に導入された法的拘束力のある候補者クォータ制が初めて国政に効果をもたらした。2016年選挙では、全政党が候補者リストの30%以上を女性とするよう求められた。この基準を満たせない政党は、国の助成金が50%減額される。実際には、全政党が31~35%の女性候補者が含まれる候補者リストを提出した。これにより、女性候補者数は前回選挙に比べてほぼ倍増した。選挙の結果、下院では女性議員の比率が改選前の15.1%から22.2%に増加した（7.1%ポイント増）。

また、アイスランドでは選挙に先駆けて、公職に立候補する女性を増やすことを目指す無党派グループ「ウィメン・フォー・エレクトション」が発足した。政治指導層は選挙前に閣僚チームの半数を女性とすることや、ジェンダーバランスに関するその他の公約を行うことを求められた。

サンマリノ、カザフスタン、スロバキア、ジョージア、チェコ共和国でも、比較的小規模ではあるが前進がみられた（2.8~6.7%ポイント増）。ジョージアでは、女性の代表性が12%から16%と4%ポイントも急進した。この増加の実現前に、市民団体と政党で構成される女性の政治参加に関するタスクフォースが設置され、女性の政治参加を推進するためのより強力な措置を求める運動を展開した。ジョージアの政党は、党の指名候補者リスト

の20%以上が女性であれば、国の助成金の10%増額を確保することができる。

一方で、欧州では選挙で女性が議席を失った国もある。特に、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（0.9%ポイント減）、ロシア連邦（0.9%ポイント減）、スペイン（下院0.9%ポイント減、上院1.1%ポイント減）、クロアチア（2.6%ポイント減）、リトアニア（2.8%ポイント減）、ベラルーシ（上院4.7%ポイント減）での選挙である。

スペインでは、政治の行き詰まりを打破しようと解散総選挙が実施された。選挙法では、上下両院ともに党候補者リストにおける「ジェンダーバランス」が義務づけられている。しかし、女性の比率が40%目標を超えるのは困難なことが明らかになり、今回の選挙では、女性議員比率が歴史に残る高さとなった前年の選挙から大幅ながら減少した（下院0.9%ポイント減）。

#### アラブ諸国：包摂へ着実に前進

アラブ諸国は過去10年の間に、公共の事柄におけるジェンダー包摂性の確実な向上に向けて大きく進展してきた。2016年には、国会（上下両院）における女性議員比率が0.5%ポイント余り増加し、18.0%に達した。この増加の大部分は、透明性と民主的説明責任の拡大を求める世論や国際社会の圧力の高まりへの対応として達成されたものである。2016年にこの地域で女性が最も大きく躍進した国（特にモロッコとヨルダン）で、政治エリート層がこうした要求にはっきりと配慮したのは偶然ではない。

モロッコでは2011年のアラブ騒乱を機に、モハメッド6世国王が広範な憲法改正を受け入れた。その中に、選挙の性別クォータ制における女性枠の数を30から60に増やすことも盛り込まれた。予想されたとおり、下院の女性議員比率はこれまでに2007年の10.5%から2016年には20.5%に倍増した。直近の選挙では、選挙区選出の10名を含めて、女性議員数が女性枠の数を超えた。2つの主要政党（権威近代党と公正発展党）はともに女性当選者の比率が高く、女性枠と選挙区選出の合計でそれぞれ25.4%と19.2%であった。

表1

## 2016年の議会改選後の下院または一院制議会における女性の状況

	国	総議席数	女性議員数	女性比率(%)	クオータ制
1	アイスランド	63	30	47.6%	有*
2	ニカラグア	92	42	45.7%	有***
3	スペイン	350	137	39.1%	有***
4	ベラルーシ	110	38	34.5%	無
5	ウガンダ	449	154	34.3%	有***#
6	セルビア	250	85	34.0%	有*
7	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	120	38	31.7%	有***#
8	フィリピン	292	87	29.8%	有*
9	オーストラリア	150	43	28.7%	有*
10	南スーダン	383	109	28.5%	有**
11	ラオス人民民主共和国	149	41	27.5%	無
12	カザフスタン	107	29	27.1%	無
13	ドミニカ共和国	190	51	26.8%	有**
14	ベトナム	494	132	26.7%	有**
15	ペルー	130	34	26.2%	有*
16	ソマリア	264	64	24.2%	有***#
17	カーボヴェルデ	72	17	23.6%	有**
18	モンテネグロ	81	19	23.5%	有**
19	サンマリノ	60	14	23.3%	無
20	アイルランド	158	35	22.2%	有**
21	リトアニア	141	30	21.3%	有*
22	セーシェル	33	7	21.2%	無
23	ルーマニア	329	68	20.7%	有*
24	モロッコ	395	81	20.5%	有***#
25	スロバキア	150	30	20.0%	有*
26	サウジアラビア	151	30	19.9%	有***#
27	キプロス	56	11	19.6%	有*
28	米国	435	83	19.1%	無
29	ザンビア	167	30	18.0%	無
30	ジャマイカ	63	11	17.5%	無
31	モンゴル	76	13	17.1%	有**
32	韓国	300	51	17.0%	無
33	セントルシア	18	3	16.7%	無
34	ジョージア	150	24	16.0%	有**
35	ヨルダン	130	20	15.4%	有*
36	ニジェール	171	25	14.6%	有***
37	シリア・アラブ共和国	250	33	13.2%	無
38	ガーナ	275	35	12.7%	無
39	ロシア連邦	450	57	12.7%	無
40	クロアチア	151	19	12.6%	有***
41	パラオ	16	2	12.5%	無
42	コートジボワール	254	29	11.4%	有*
43	ナウル	19	2	10.5%	無
44	サモア	50	5	10.0%	有***#
45	ブルネイ・ダルサラーム	33	3	9.1%	無
46	中央アフリカ共和国	140	11	7.9%	無
47	イラン（・イスラム共和国）	289	17	5.9%	無
48	クウェート	65	2	3.1%	無
49	バヌアツ	52	0	0.0%	無

- \* 1つ以上の政党が女性候補者増加のための自主的措置を採用
- \*\* 法定の候補者クオータ制
- \*\*\* 法定及び自主的なクオータ制
- # 女性への議席枠方式

ヨルダンでも女性の政治参加に大きな前進がみられた。前議会の女性議員数は下院で150議席中18議席（12%）であったが、2016年選挙では、下院の130議席中20議席（15.4%）を女性が獲得した。この増加の要因は、意識の変化にあるといえる。選挙の準備期間には、女性の政治参加の価値をうたうポスターが、全国のロータリー沿いの道路に貼られた。2012年選挙法では、最低でも15議席（1行政区画につき1名以上）を女性に割り当てるよう定められている。選挙に出馬した女性候補者数は、合計252名で過去最多となった。226の党候補者リストのうち、6つを除くすべてに女性が登載された。

クオータ制が、政治に参画する女性の数の拡大に効果的なことは明らかである。しかしながら、民主的プロセスにおける女性の包摂の重要性に対する有権者の認識を高めるうえでも、この制度は極めて重要である。中東と北アフリカでは、2016年にビデオオンデマンドサービスによるキャンペーン「Be 100 Ragl II」が開始され、サイト訪問者数は月平均1,330万人に達したと報告されている。公職にあるさまざまな女性たちの生活を追ったもので、地域における女性の地位向上のための独創的な方法を提案している。

サウジアラビアの議会では、2016年の改選にあたって前回と同数（全議員の20%）の女性議員が任命された。クウェートでは、議会の50の空き議席をめぐる争った15名の女性候補者のうち、1名が当選した。前回選挙では女性立候補者はわずか8名で、うち2名が当選した。

#### アジア：漸次的な前進が続く

アジア地域における選挙は、一般に劇的な変化は起きないことで知られており、2016年も例外ではなかった。国会における女性議員比率（上下両院合計）は2015年の18.8%から、2016年には0.5%ポイント増加して19.3%となった。イラン・イスラム共和国、日本、韓国、ラオス人民民主共和国、モンゴル、フィリピン、ベトナムでは、

いずれも当選者の女性比率の伸びは比較的緩やかであった。しかし、ほとんどの場合、漸次的であってもその変化は意味があり、強い影響力があることを示している。

日本では、2016年7月に上院（参議院）の選挙が実施され、女性は過去最多の28名が当選した。これにより、定数242名のうち50名が女性議員となり、全議席に占める比率は20.7%となった（前回選挙時は16.1%）。この比率は、2014年総選挙後の女性議員比率が9.5%であった下院（衆議院）と比べるとかなり高い。2016年の後半には、第2党の野党（民進党）の代表に女性が選出された。地方レベルではこの年、東京都で初の女性都知事が誕生した。日本における政治的包摂を目指す女性の闘いは、立候補に約3万米ドル相当の供託金が必要となる選挙制度に対するものだけではない。どちらかといえば保守的で、性別役割意識が深く根づいている社会との闘いでもある。

イランでは、選挙で議席を獲得した女性がわずかに増えるとともに、大きな民意の転換がみられ、保守強硬派が大敗した。女性議員は改選前の9名を上回る過去最多の17名（全議席の6%）が選出され、宗教指導者（16名）より多くの議席を獲得した。女性の立候補者の数は、前回選挙からほぼ倍増した。当選した17名の女性は全員が新人で、改革派とみなされている。

ベトナムでは、2015年の選挙法改正の効果により、ほぼ10年続いていた女性の国会での代表制の低下傾向に歯止めがかかった。改正法では、全候補者の35%以上を女性、18%以上を少数民族とするよう定められている。2016年には、国会議員選挙の当選者494名のうち、132名が女性（26.7%）、86名が少数民族（17.3%）、71名が40歳未満（14.3%）であった。過半数（64%）は初当選であった。グエン・ティ・キム・ガンが、議員の95%の賛成票を獲得して初の女性国会議長となった。さらに、6つの議会委員会のうち3つで女性が委員長に就任した。



2016年12月の議会で年間予算案について審議するイランの女性国会議員。

©Atta Kenare/AFP





ニカラグアの首都マナグアの投票所で、選挙人名簿で自分の名前を探す住民たち。  
©Alfredo Zuniga/AFP

韓国では、国会の議席に占める女性の比率が1.3%ポイント増加し、過去最高の17%に達した。総選挙の女性指名候補者93名（候補者総数の10.5%）のうち、半数余りが当選するという目覚ましい成果であった。ただし、与野党ともに、候補者リストの30%以上を女性に配分するとの公約を果たすことはできなかった。女性の元議員と現職議員のグループが実施したある調査<sup>1</sup>で、女性候補者で最も当選率が高かったのは、ソウル首都圏で4大政党のいずれかから出馬した候補者であることがわかった。この調査は、回答者の26.6%が「女性議員を快く思っていない」と指摘している。さらに24.5%の回答者が、有権者の間には依然として男性議員の方が女性議員より「能力が高い」という偏見があると感じていた。

フィリピンの下院では、「クリティカル・マス」の水準である30%に少しずつ近づいているが、依然としてこの数値を達成できていない。自主的候補者クォータ制の後押しを受けて、女性は203議席中の86議席（29.8%）を獲得し、2.4%ポイントの比率増となった。フィリピン上院24議席の半数を改選する選挙では、2議席を女性が獲得し、上院の女性議員数は合計6名（25%）となった。

アジアで唯一、後退を示したのはインドである。地方議会選挙については、女性枠が1994年に首尾よく導入された。しかし、国会レベルでの女性枠を目的として2008年に提出された憲法改正案は、引き続き国会審議が難航している。2016年の6月と7月に実施された直接・間接選挙及び政府任命の結果、上院（ラージャ・サバー）の議員244名のうち女性は計27名へと逆戻りした（前回改選時の12.8%より減少して11.1%）。

### 南北アメリカは二極化に

南北アメリカは過去10年にわたり、ジェンダー平等へ向かう動きの先頭に立ってきた。2016年に女性国会議員比率（上下両院合計）の地域平均は0.9%ポイント増加し、28.1%となった。この増加に主に寄与したのは中南米である。実際、

多くの中南米諸国における女性の運動は、政治指導層における女性比率の「クリティカル・マス」に甘んじるものではなかった。むしろ、意思決定を行う地位の50%を女性が占めることができるような立法改革を目指してきた。たとえば、ニカラグアでは2012年に選挙法が改正され、候補者リストに男女同数の候補者を登載することが各政党に義務づけられた。2016年選挙では、議会議席の45%以上に女性が選出された。

ドミニカ共和国では、法的拘束力のある候補者クォータ制が導入されたことにより、下院の女性議員比率に6.1%ポイントの増加がみられた。ペルーでは、議会選挙の党候補者リストにおいて、男女いずれかの候補者に30%以上の枠を割り当てなければならない。2016年には、女性の国会での代表性が4.6%ポイントの向上を記録した。ペルー大統領選でもジェンダーが注目を集め、5名の大統領候補のうち2名が女性であった。

セントルシアでは、総督が議員を任命する上院において、女性議員比率が7.3%ポイントの増加を確保した。下院では17議席のうち2議席に、いずれも統一労働者党の女性が選出された。女性議長が選出されたことにより、女性総数は18名中3名（16.7%）となった。

ジャマイカでは、ポーシャ・シンプソン＝ミラー前首相を含めて、記録的な数の女性が選挙に出馬した。女性候補者26名のうち、下院で過去最多の11名が当選した（全議席に占める比率は4.8%ポイント増の17.5%）。

米国では、議会選挙戦で女性が20%の水準を大幅に超えることは困難であると分かった。上院の女性議員比率は1%ポイント増加し（21%）、下院ではわずかに減少して19.1%となった（0.2%ポイント減）。上院議員選挙では、民主党から16名（前期の14名から増加）、共和党から5名（前期から1名減少）の女性が当選した。また、ラテン系の女性と女性退役軍人がそれぞれ初めて選出され、多様性がいくらか増すことになった。

1 次を参照。 <http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20160621000907>

さらに広く見れば、南北アメリカ地域は、女性の国家元首が多い地域というこれまでの評判に應えることができなかった。アルゼンチンではクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル大統領が2015年12月に任期を終え、ブラジルのジルマ・ルセフ大統領は弾劾された。米国のヒラリー・ローダム・クリントンが女性として初めて主要政党の大統領候補に指名されたが、当選にはいたらなかった。選挙期間中は、ジェンダー色の強い論戦が展開された。侮辱的なスローガンや性的な当てこすりから、女性の人権を損なう言動の頻発にいたるまで、米国の選挙史上で最も不快な選挙戦の一つと形容された。クリントンの落選は、米国の最難関の指導的地位を目指そうとする女性の前には、今なお大きな壁があることを顕著に示している。

### サブサハラ・アフリカ：クオータ制で「安定した」成果を維持

サブサハラ・アフリカでは、法的拘束力のある選挙の性別クオータ制が、過去10年にわたって女性の政界入りへ寄与する主要な要因となってきた。クオータ制のある国では、議会における女性議員比率が比較的安定を保ったが、制度のない国ではかなりの後退がみられた。その結果、2016年は地域全体の女性議員比率の変動幅がこれまでで最も少ない水準となり、上下両院合計で2015年の23.2%から23.6%への増加にとどまった（0.4%ポイント増）。

特にセーシェルの事例は、2016年の低成長傾向の典型例である。2011年選挙後には、主に与党人民党の女性議員が比較的多数であったため、いかなる形式の暫定的特別措置にも頼らずに、国会の女性議員比率は40%を超えていた。しかし、人民党が1993年以来初の敗北を喫したことにより、国会はこの主導的立場を失った。女性候補者全20名のうち、33議席の国会に選出されたのは7名であった（21.2%）。当選者のうち3名（16%）は新政権を発足させた党（セーシェル民主連合）、4名（28.8%）は人民党の候補者である。

中央アフリカ共和国では、紛争後初の国民議会選挙が実施されたが、女性の代表性は低い水準にとどまった。同国の憲法とその他の選挙関連法に、選挙クオータ制は規定されていない。139議席の議会に、11名の女性（7.9%）が選出された。同国初の女性大統領カトリーヌ・サンバ＝パンザは、大統領選に再出馬はしないとの公約を守った。

地域内で最大の躍進がみられたのは、正式なクオータ制のないザンビアであった。26名の女性が選挙で当選し、副大統領と第一副議長を含めて4名の女性が任命された。その結果、ザンビア国会議員の18%を女性が占め、2011年選挙から7%ポイント以上の増加となった。2016年選挙では、4つの政党と14名の無所属候補が議席を獲得した。4つの政党すべてが女性議員を出し、無所属のうち2名が女性であった。選挙における明確な性別クオータ制はないが、2016年に可決された改正法は、「ある者が公職への指名または任命を行う権限を有する」場合は必ずジェンダーバランスを奨励することとしている。女性議員数が増えたにもかかわらず、

2016年選挙に出馬した女性候補者数は2011年より少なく、女性団体は「政治的暴力、禁止的規制、家父長制的意識」によって選挙が損なわれたと指摘した。ある野党支持者の女性が警察に射殺されたほか、女性候補者が殴打されたり、脅されたり、裸にされたことさえあるとの報告もあったと言う。女性市民団体は、全候補者に義務教育終了（12年）以上の資格を必要とする新たな要件を、女性候補者については免除することも求めた。

ウガンダでは、112の選挙区すべてで女性に議席枠がある。全体としての女性の代表性にほとんど変化はなかったが、それはオープン議席での女性比率の拡大が困難なことによる。議会選挙法の改正により、候補志望者が支払いを求められる指名料が、以前の20万ウガンダシリング（約55米ドル）から300万ウガンダシリング（約830米ドル）に引き上げられた。さらに、有権者の意識調査で、女性はオープン議席を争うべきではないという認識があることが明らかになった。女性は議席枠があり、女性が立候補すればオープン議席を争う男性候補者にかかる圧力が増すからという理由である。オープン議席を争った候補者1,306名のうち、女性はわずか86名（6.8%）で、うち50名（58%）は無所属での立候補であった。

クオータ制により女性に議席が確保されているカーボヴェルデと南スーダンでは、ささいではあるが前向きな変化がみられた。カーボヴェルデでは、政党が公的助成金を受け取るには、提出する候補者リストの25%以上の枠をそれぞれ男性と女性に割り当てることを求められる。南スーダンでは南北包括和平合意において、議員と行政府職の25%を女性とするよう定められている。

カーボヴェルデの議会選挙には、総数で73名の女性候補者（13.2%）が立候補した。与党のカーボヴェルデ独立アフリカ党が59名の女性候補者を指名リストに登載し、女性の比率が最も高かった（34%）。その結果、国会における女性議員の比率は前回選挙時から2.8%ポイント増加し、ほぼ24%に達した。

南スーダンでは、暫定国民立法議会の議席の28.5%を女性が獲得し、前回改選から2%ポイント増となった。しかし、この比較的新しい国では、権力関係のダイナミクスが今なお試験段階にある。暫定国民立法議会議員で元農林大臣のベティ・オグワロは、この議会が中心的な意思決定機関であると確信はしていない。「男性に関する唯一の問題は——とりわけ南スーダンでは——意思決定が正式な交渉の席でなされないことだ。むしろ、人目につかない場所や夜間、執務時間後に、しかも女性が行かない場所で、意思決定を行う。女性が意思決定に影響を与えることはできるとしても、女性がいない場所で決定されるのだから、知らないものに影響を与えるのは難しい。情報は力なのだ。



表2

## 2016年上院議会改選における女性比率の進展と後退\*

国	議席総数	女性議員総数	女性議員比率(%)	増減(%ポイント)
ルーマニア	136	20	14.7%	7.3
セントルシア	11	3	27.3%	7.3
日本	242	50	20.7%	4.5
ヨルダン	65	10	15.4%	3.4
チェコ共和国	80	15	18.8%	2.7
米国	100	21	21.0%	1.0
ドミニカ共和国	32	3	9.4%	0.0
アイルランド	60	18	30.0%	0.0
ジャマイカ	21	5	23.8%	0.0
フィリピン	24	6	25.0%	0.0
スペイン	266	101	38.0%	-1.1
インド	244	27	11.1%	-1.7
オーストラリア	76	28	36.8%	-3.2
ベラルーシ	56	17	30.4%	-4.7
パラオ	13	2	15.4%	-7.7

\*比較データのある国について記載。

## 女性国会議長：女性議員より速いペースで増加

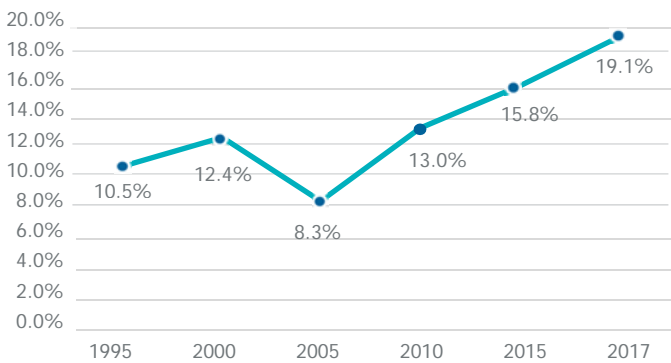
政治機関の長の地位に女性が就くこともまた、ジェンダー平等推進の一助となる。女性議長は各議院のロールモデルであり、代表である。さらに、審議の基調を方向づけ、議会で議論すべき差し迫った問題を決定する役割も担う。

2017年1月1日現在、世界の国会議長職の19.1%に女性が就いており、前年より1%ポイント以上増加した。2016年には9名の女性が新たに議長に選出または任命された。シリア・アラブ共和国とベトナムで新たに選出された国会議長は、それぞれの国で初の女性議長である。2016年には7名の女性議長が、多くは2期目、一部は3期目に再選された。女性議長の比率は2015年と比べてほぼ3%ポイント増加し、現在のところ女性議員比率の増加のペースを上回っている。



国会の新会期開会式に臨むベトナム初の女性国会議長グエン・ティ・キム・ガン  
©Hoang Dinh Nam/AFP

国会議長に占める女性比率の推移（1995～2017年）



## 女性の国会議長

### 2017年1月1日現在の状況

2017年1月1日現在、世界の国会議長職の19.1%に女性が就いており、2015年1月の数値から3.3%ポイント増加した。

#### 一院制または下院議会の議長は37名

オーストリア、バングラデシュ、ベリーズ\*、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、フィジー、フィンランド、アイスランド\*\*、インド、イタリア、ラオス人民民主共和国、ラトビア、レソト、モーリシャス、モザンビーク、ネパール、オランダ、ペルー、ルワンダ、セントルシア、セルビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ベトナム

#### 上院議会の議長は16名

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、赤道ギニア、ガボン、ドイツ、ナミビア、オランダ、ロシア連邦、南アフリカ、スワジランド、トリニダード・トバゴ、ジンバブエ

\* 前議長の任期が2017年1月1日に終了し、後任の現議長は同年1月13日に正式に選出された。

\*\* 議長は2016年10月の総選挙の結果として選出された。正式な選出は、クリスマス休暇明けのアルシング再開時の2017年1月24日に行われた。

## 女性の権利：政治的議論において拡大するテーマ

女性の権利は、2016年に行われたいくつかの政治運動において激しい議論のテーマとなった。一部の事例では、女性が苦闘の末に勝ち取ったリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）や、女性の公職における正当な地位が議論的になった。今や世界の各地で、女性の政治的発言力と自己決定権が当たり前のものとみなせなくなっているのは明らかである。男性や、時には女性の政治指導者が、以前の判決やジェンダーに配慮した法律の白紙撤回を約束するか、実際に撤回した例もあった。

また、2016年には、女性が政治の指導的地位を目指すなかで、公的な場にも民間にも女性蔑視や性差別の風潮が広がった。女性候補者らは卑劣な嫌がらせや、発言に対する大げさで無闇な妨害（マントラプティング）、侮辱的なステレオタイプ化の対象になった。こうした言動は、女性が正当な政治アクターとみなされることが今もなお難しいことを如実に表している。

このような状況を受けて、多くの国の女性政治家が声を上げた。カナダではさまざまな政党の国会議員が、嫌がらせや女性蔑視を受けた自身の体験を議会の場で語った。イスラエル国会（クネセト）の女性議員らは、過去に性的な暴力や嫌がらせを受けたことを明かした。イタリアの代議院議長は、「男性の皆さん、性差別はもうたくさん。今は2016年ですよ」とツイッターに投稿し、女性をダッチワイフになぞらえる使い古された皮肉の「アップデート」を呼びかけた。フランスの女性議員17名は「性差別反対声明」を起草し、各政党に対して、女性党員に対する嫌がらせ行為を「検証」し、党員が「真実を明らかにする」のに手を貸すよう求めた。さらに、オーストラリアのジュリア・ギラード元首相は、政界で女性が受ける性差別について、率直かつ早期に声を上げるための運動を主導した。英国のジョー・コックス下院議員の殺害事件は、国会議員、特に女性議員がさらに多くの暴力にさらされていることを示す衝撃的な例であった。女性の政治参加は、ジェンダー平等の実現のための重要な要素である。しかしながら、我々の政治機関が、自分たちが代表しているすべての人々の多様なニーズ、関心、経験に敏感になり、そうしたニーズに応えられるように効果的に変革していくことも同様に重要である。

ジェンダー平等は、議会の成果物、特に採択する法律によっても測られる。年間を通じ多くの議会において、女性の政治参加の拡大（リベリア）、女性への暴力（アルジェリア）やいわゆる名誉殺人（パキスタン）の防止、レイプ被害者など特殊な事情のある女性が安全な中絶をできる機会の確保（モロッコ）、適切な育児休業の確保（ルワンダ）などを目的とした法律が可決された。また、メキシコの議会では、女性への政治的暴力の事例に対応するための手続きが承認された。

2016年2月に実施されたウガンダの  
国政選挙で投票する女性。  
©Carl de Souza/AFP



表3

## 2016年の選挙候補者数\*

	総数	男性	女性	女性比率 (%)	当選率	クオータ制
<b>多数代表制</b>						
オーストラリア（下院）	994	682	312	31.4%	13.8%	有**
チェコ共和国（上院）	233	190	43	18.5%	34.9%	有**
ドミニカ共和国 （上院）	224	194	30	13.4%	10.0%	無
イラン（・イスラム共和国）	6,229	5,643	586	9.4%	2.9%	無
ジャマイカ（下院）	152	126	26	17.1%	42.3%	無
ヨルダン（下院）	1,525	1,000	525	34.4%	3.8%	有**
ラオス人民民主共和国	211	161	50	23.7%	82.0%	無
ナウル	67	63	4	6.0%	50.0%	無
パラオ（下院）	33	27	6	18.2%	33.3%	無
パラオ（上院）	24	18	6	25.0%	33.3%	無
フィリピン（上院）	172	142	30	17.4%	20.0%	有**
セントルシア（下院）	39	33	6	15.4%	50.0%	有**
サモア	171	147	24	14.0%	20.8%	有*
ウガンダ	1,747	1,253	494	28.3%	31.2%	有*
バヌアツ	183	174	9	4.9%	0.0%	無
ベトナム	870	531	339	39.0%	38.9%	有*
ザンビア	651	545	106	16.3%	28.3%	無
<b>混合選挙制</b>						
ジョージア	816	673	143	17.5%	16.8%	有*
日本（上院）	389	293	96	24.7%	52.1%	無
リトアニア	1,415	973	442	31.2%	6.8%	有**
モンゴル	498	369	129	25.9%	10.1%	有*
フィリピン（下院）	672	518	154	22.9%	56.5%	有**
セーシェル	76	56	20	26.3%	35.0%	無
スペイン（下院）	3,816	1,980	1,836	48.1%	7.5%	有***
スペイン（上院）	1,317	761	556	42.2%	18.2%	有***
<b>比例代表制</b>						
オーストラリア（上院）	630	402	228	36.2%	12.3%	有**
カーボヴェルデ	551	478	73	13.2%	23.3%	有*
クロアチア	2,456	1,480	976	39.7%	1.9%	有***
キプロス	493	385	108	21.9%	10.2%	有**
ドミニカ共和国 （下院）	1,423	863	560	39.4%	9.1%	有*
アイスランド	1,302	716	586	45.0%	5.1%	有**
アイルランド（下院）	552	389	163	29.5%	21.5%	有*
カザフスタン（下院）	234	187	47	20.1%	61.7%	無
モンテネグロ	1,120	760	360	32.1%	5.3%	有*
ペルー	2,242	1,354	888	39.6%	1.2%	有**
セルビア	3,270	2,021	1,249	38.2%	6.8%	有**
スロバキア	2,194	1,473	721	32.9%	4.2%	有**

## 凡例：

有\* 法定クオータ制

有\*\* 政党の自主的クオータ制

有\*\*\* 法定及び政党の自主的クオータ制

当選率 女性当選者総数  
（表に記載なし）÷女性  
候補者総数

\* 比較データのある国について記載



## 2016年議会改選で適用されたクオータ制の種類

## A. 改選議院数とクオータ制の種類

クオータ制	クオータ制の種類別 議院数		
	下院/ 一院制	上院	合計
法定	14	0	14
法定+自主的	4	1	5
自主的	11	5	16
なし	20	11	31

## B. 女性議員比率とクオータ制の関係

クオータ制	クオータ制の種類別 議院数		
	下院/ 一院制	上院	合計
法定	25.5%	該当なし	25.5%
法定+自主的	29.2%	38.0%	31.5%
自主的	24.0%	20.0%	23.3%
なし	15.5%	19.0%	16.3%

## 教訓：今こそさらに意欲的な対策を

これまでは、国会における女性議員比率は1年で大幅な伸びを見せてきた。しかし、2015年と2016年には、成長が足踏み傾向であった。この新たな安定化傾向には、次のようなさまざまな要因があると考えられる。

- クオータ制が実施されている国では、**国会の女性議員比率が安定したように見える**。2016年に選挙が実施され、何らかの形態の性別クオータ制が採用されている30カ国では、改選された35議院の議席の25.6%を女性が獲得した。2015年のこの数値は28.3%であった。
- 現時点のクオータ制では、国会における最低水準の女性の代表性は確保されるが、それ以上には必ずしも増加しないようである。一部の地域では、いわゆる「クリティカル・マス」（30または35%）を反映した数値目標を「**ジェンダー均等**」（50%に達すること）の考え方に切り替える動きがみられた。特に中南米において、国会における女性の比率が継続的に増加していることは、この傾向の表れである。
- しかしながら、どの種類のクオータ制を見ても、導入が難航している。2016年に新たにクオータ法が可決されたのは、リベリアのみであった。
- 最も大きな変動が生じたのは、比較的小規模な議会であった**。このような議会では、1～2名の女性の増減が全体としての女性議員比率に大きな差異を生む。クオータ制が用いられていない議会での女性の代表性も変動しやすく、比率の増減を予測できない。
- 唯一変わらない事実は、暫定的特別措置の導入には政治的意志が必要という点である**。2013年にサモアの政治指導層が、国会での女性の代表性の低さへの対策として、自国の事情に合わせた選挙の性別クオータ制の導入を選んだことに、この事実が明らかに表れている。同様に、公職への女性の指名にも政治的意志が必要である。ザンビアではジェンダー平等に関する2016年の憲法改正の結果、4つの議会内政党のすべてに女性議員がいる。

(注) 本書は、内閣府の責任において原文（英語版）を仮訳したものであり、公定訳ではありません。本書の内容の詳細に関しては、下記 URL より原文に当たっていただくようお願いいたします。

【参考：原典】Women in Parliament in 2016 <<http://www.ipu.org/english/perdcls.htm#wmn-year>>



Inter-Parliamentary Union  
For democracy. For everyone.

+41 22 919 41 50  
+41 22 919 41 60  
postbox@ipu.org

Chemin du Pommier 5  
CH - 1218 Le Grand-Saconnex  
Geneva  
www.ipu.org

Copyright © Inter-Parliamentary Union (IPU)

列国議会同盟（IPU）は、世界各国の議会による国際組織です。政治的対話と具体的行動を通じて、平和を守り前向きな民主的変革を促進するために活動しています。

レイアウト：Ludovica Cavallari 印刷：Courand